

「かながわ生物多様性計画」改定素案に関する御意見を募集します

県では、生物多様性基本法に基づき、平成 28 年3月に「かながわ生物多様性計画」を策定し、県内各地域の特性に応じた生物多様性の保全の推進とともに、県民の皆様が生物多様性の理解を深め、保全のための行動をとることを促進する取組を進めてきました。

これまでの取組により、一定の成果は見られるものの、生物多様性は常に損失要因に直面しており、その保全には長期的な取組が必要であることから、計画を改定することとして、「かながわ生物多様性計画」改定素案を作成しました。

つきましては、改定素案について、次のとおり、県民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和5年 10 月 11 日(水曜日)から 11 月9日(木曜日)まで

2 素案の公表方法

県のホームページに掲載するほか、県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び自然環境保全課において、印刷物により御覧いただけます。

ホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/pub/c0240219.html>)



3 御意見の提出方法

(1) フォームメール

ホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/pub/c0240219.html>)から御意見を提出できます。

(2) 郵送 〒231-8588 (住所の記載は不要です。)

神奈川県自然環境保全課 緑地・自然公園グループ あて

※手話を撮影・録画した DVD による意見提出も可能です。

(3) ファクシミリ 045-210-8848

4 御意見への対応

頂いた御意見は、「かながわ生物多様性計画」を改定する上での参考とさせていただきます。

また、頂いた御意見につきましては、個別の回答はいたしません。県の考え方を整理した上で、令和6年3月頃(予定)公表させていただきます。

(添付資料) かながわ生物多様性計画改定素案について

問合せ先

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課

課長 羽太 電話 045-210-4301

緑地・自然公園グループ 大石 電話 045-210-4310

かながわ生物多様性計画改定素案について

生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略として、2016（平成28）年3月に「かながわ生物多様性計画」（以下「生物多様性計画」）を策定し、本県の生物多様性を保全するための取組を進めている。

これまでの取組により、一定の成果は見られるものの、生物多様性は常に損失要因に直面しており、その保全には長期的な取組が必要であることから、計画を改定することとして、生物多様性計画の改定素案を作成した。

1 改定の背景等

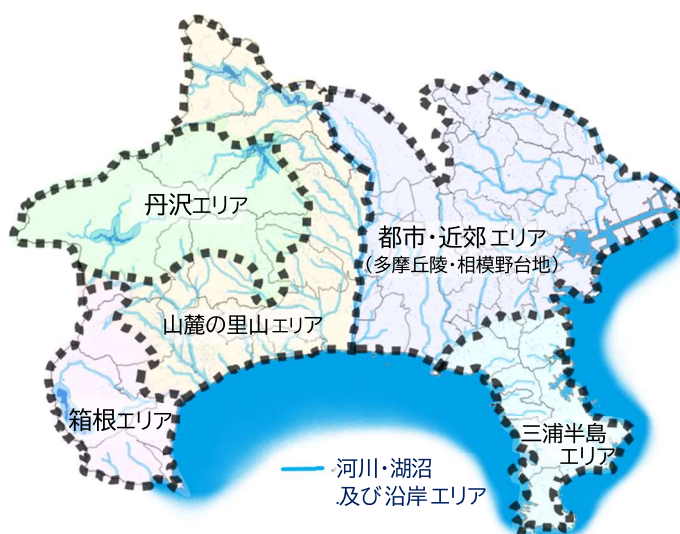
(1) 現行計画の概要

ア 策定時期

2016（平成28）年3月

イ 構成

「生物多様性の保全をめぐる動き」、「計画の基本的な考え方」、「生物多様性の現状と課題」、「課題への取組」の四部構成とし、県土を生態系に応じた6つのエリアに区分して取組等を記載。



生態系に着目した県土のエリア区分

(2) 国等の動向

ア 国際動向

2022（令和4）年12月、「国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、新たな世界目標である「昆明－モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」ことや、2030（令和12）年までに陸と海の少なくとも30%以上を保全する「30by30」等が合意された。

イ 国の動向

2023（令和5）年3月に新たに「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を目指して、自然を活用した社会課題の解決等の基本戦略や「30by30」等の行動目標、保護地域でなくとも生物多様性の保全に資する地域を登録する「自然共生サイト」の仕組みなどを示した。

(3) 生物多様性の現状と課題

ア 現状

これまでの取組により、丹沢エリアにおける林床植生の一部回復、山麓の里山エリアにおける里地里山の保全、都市・近郊エリアにおける県民参加の緑地保全、「生物多様性」という言葉の県民への浸透など、一定の成果が得られている。

イ 課題

- ブナ林等の保全・再生や沿岸の藻場の再生、野生鳥獣との棲み分けなど、生物多様性を保全するため、長期にわたる継続的な取組が必要である。
- 外来生物の侵入及び分布拡大による生態系への影響が懸念されることから、外来生物の分布状況の把握や防除対策が必要である。
- 2022（令和4）年度に実施した県民ニーズ調査では、生物多様性のために何らかの行動をしていると答えた人の割合は48.8%にとどまっており、県民の保全行動を促進していくことが必要である。

2 改定のポイント

(1) 新たな国家戦略との整合

新たな国家戦略において「30by30」等の行動目標が示されたことから、本計画では、「広域的な緑地保全の方向性」として、法制度を活用した緑地保全に加え、トラスト緑地など法制度によらない仕組みも活用しながら生物多様性の保全を図る。

(2) 広域的な緑地保全に係る記載の充実

生物多様性の保全に資する各緑地制度に基づく緑地の面積、分布を地図や表で見やすく明記するとともに、それぞれの緑地の特性が分かるよう記載を充実した。

(3) 県民の保全行動の促進に向けた取組の強化

各主体の生物多様性保全のための行動や自然共生サイトの申請に向けて、ニーズに合わせたオーダーメイド型の取組支援や民間企業と連携した情報発信を行う。

(4) 目標の達成度合いを示すK P Iの設定

計画が掲げる2つの目標に対して数値目標を定め、その達成度合いを示す指標（Key Performance Indicator 以下「K P I」という。）を新たに設定し、計画の推進に伴う状況変化を把握する。

3 改定素案の概要

(1) 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とする。

(2) 対象地域

神奈川県全域

(3) 目標

生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組む。

(4) 取組

ア 県土のエリアに即した取組

(ア) 丹沢エリア

ブナ林の立ち枯れやニホンジカによる林床植生衰退などの自然環境の劣化からの再生を目指して、ブナ林等の保全・再生やニホンジカの管理、自然公園の適正利用を図るための取組などを進める。

(イ) 箱根エリア

箱根山地等の景観と生態系の保全などを図るため、自然公園の適正利用を図る取組を進めるとともに、公益的機能の発揮を目指した森林整備やニホンジカ・ニホンザルの管理などの取組を進める。

(ウ) 山麓の里山エリア

農業の有する多面的機能と農林業の営みを維持するため、里地里山の保全等の促進や野生鳥獣対策、市町村等による森林整備への支援、里山の自然環境を生かした都市公園の整備などを進める。

(エ) 都市・近郊エリア

都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の整備や管理運営を行うとともに、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全などの取組を進める。

(オ) 三浦半島エリア

三浦半島に残された自然を保全するため、多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいの場の提供、特定外来生物の防除などの取組を進める。

(カ) 河川・湖沼及び沿岸エリア

生きものにとって、かけがえのない生息・生育環境となっている河川・湖沼及び沿岸域を保全していくため、生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進める。

イ 生物多様性の保全に資する広域的な取組

(ア) 広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全

市町村と連携して法令による地域指定や都市公園の整備など地域の特性等に応じた手法を選択し、緑地等の保全を図る。

(イ) 野生鳥獣との共存を目指した取組

農林業被害や生活被害、人身被害など人と野生鳥獣との軋轢（あつれき）を軽減していくため、地域住民や市町村などが主体の取組を促進する。

(ウ) 外来生物の監視と防除

外来生物の侵入に係る情報収集や防除対策の取組事例などの情報提供を行い、地域住民等が主体となった外来生物の防除活動を促進する。

(エ) 生物多様性への負荷を軽減する取組

法令・制度に基づく開発調整や環境影響評価など、事業に伴う生物多様性への負荷を軽減するための取組を進める。

ウ 生物多様性の保全のための行動の促進

関係機関との連携による生物多様性に係る情報収集・発信、県民や事業者など多様な主体による取組への支援等を行うとともに、自然環境が実感できる場を提供するなど環境教育・学習を推進する。

(5) 推進体制と進行管理

ア 取組状況の把握と公表

計画の取組状況について、県民に向け分かりやすく公表する。

イ 庁内推進体制及び市町村との連携

関係各課等を構成員とした庁内連携会議を設置し、庁内の情報共有や必要な調整等を行うとともに、市町村との連絡会議などの場を設け、生物多様性に関する取組事例の情報交換などを行い、市町村と連携して取組を進める。

ウ 計画の推進に関する検討会の設置

学識者、市民団体等と計画の推進方法、進捗状況について情報交換・意見交換する検討会を設置し、助言や提案も得ながら取組を推進する。

エ 生物多様性に関する情報共有の仕組み検討

生物多様性に関する情報を有する県・市町村・外部機関等と情報を共有し、生物多様性保全の取組に活用できるしくみを検討する。

(6) 指標

【KPI 1】 陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合

現状値 (2022年)	目標値 (2030年)
32.13 % (77,643 ha)	32.20 % (77,800 ha)

【KPI 2】 生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合

現状値 (2022年)	目標値 (2030年)
48.8 %	60.0 %